

平成24年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

健康福祉部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
障害福祉課	精神障害者早期支援・地域定着推進事業委託	精神障害者に対する精神疾患への早期対応や、精神障害者が地域での生活を継続できるよう支援する。	平成24年8月1日	医療法人周行会	6,820,000	本事業を実施している病院での病床削減が条件であり、他に対応しうるものがないため。	2号	3イ
医療福祉推進課	滋賀県医師キャリアサポートセンター事業委託	センターの業務の一部を業務委託 ・県内の医師不足病院の把握 ・キャリア形成支援プログラムの作成 ・医師の総合相談窓口の設置 ・センターHPの設置運営等	平成24年8月1日	国立大学法人滋賀医科大学	9,835,000	専任医師を設置し、医師のキャリア形成支援のプログラム作成や相談対応を行うための体制が必要であり、受託者の他に実施できる者がいないため。	2号	3イ
子ども・青少年局	児童虐待防止広報啓発事業(テレビCFの企画制作及び放映等)業務委託	テレビCFの放映等業務	平成24年7月2日	株式会社大広	7,650,923	本業務は、児童虐待防止広報啓発広告に関する放送企画に重点を置いたものであることから、低廉性をもって委託業者を決めることができず、競争入札にそぐわないと判断し、公募型プロポーザルにより契約の相手方を選定したため。	2号	4